六　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法に基づく障害年金

七　移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。）のうち障害共済年金及び移行農林年金（同条第六項に規定する移行農林年金をいう。）のうち障害年金並びに特例年金給付（同法附則第二十五条第四項各号に掲げる特例年金給付をいう。）のうち障害を支給事由とするもの

八　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）に基づく特別障害給付金

九　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく障害補償給付及び障害給付

十　国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号。他の法律において準用する場合を含む。）に基づく障害補償

十一　地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）に基づく障害補償及び同法に基づく条例の規定に基づく補償で障害を支給事由とするもの

十二　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当

第二十五条の二十四の四　令第二十七条の十一第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第二号に定める額を障害児施設医療負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第三号に定める額を障害児施設医療負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第二十五条の二十四の五　令第二十七条の十一第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第三号に定める額を障害児施設医療負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第四号に定める額を障害児施設医療負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第四十九条の二第一号ハ中「（昭和三十七年法律第百五十二号）」を削る。

第五十一条の六を次のように改める。

第五十一条の六　削除

第五十一条の六の二及び第五十一条の六の三を削る。

第五十一条の七第一号中「認定月収額」を「指定施設支援のあつた月の属する年の前年（指定施設支援のあつた月が一月から六月までの場合にあつては、前々年。以下この号において同じ。）に得た収入の額（国又は地方公共団体から特定の使途に充てることを目的として支給され、当該使途に費消される金銭その他指定施設支援に要する費用に充てることができない収入として都道府県が認めた収入を除く。）を十二で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）から当該指定施設支援のあつた月の属する年の前年の租税及び社会保険料（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十四条第一項の規定による社会保険料をいう。）の費用を十二で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を控除して得た額として都道府県が認定した額（次号において「認定月収額」という。）に、「施設給付決定保護者が同一の月に受けた障害児施設医療に係る健康保険法第八十五条第二項に規定する食事療養標準負担額」を「同号に規定する食事療養標準負担額及び令第五十条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第二十四条の二十第二項第二号に規定する生活療養標準負担額の合計額」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第六十号

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百二十一号）第二条第一項の規定に基づき、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

昭和十七年度	十九・四四六
昭和十八年度	十八・七五四
昭和十九年度	十八・〇八六
昭和二十年度	十七・四四一
昭和二十一年度	十六・八一七
昭和二十二年度	十六・二一五
昭和二十三年度	十五・六三三
昭和二十四年度	十五・〇七〇
昭和二十五年度	十四・五二七
昭和二十六年度	十四・〇〇二
昭和二十七年度	十三・四九四
昭和二十八年度	十三・〇〇四
昭和二十九年度	十二・五三一
昭和三十年度	十一・八二五
昭和三十一年度	十一・一五七
昭和三十二年度	十・五二三
昭和三十三年度	九・九二二
昭和三十四年度	九・三五三
昭和三十五年度	八・八一三
昭和三十六年度	八・三〇一
昭和三十七年度	七・八一七
昭和三十八年度	七・三五七
昭和三十九年度	六・九二一
昭和四十年度	六・五〇八
昭和四十一年度	六・一一七
昭和四十二年度	五・七四六
昭和四十三年度	五・三九四
昭和四十四年度	五・〇六一
昭和四十五年度	四・七四五
昭和四十六年度	四・四四五
昭和四十七年度	四・一六一
昭和四十八年度	三・八九二
昭和四十九年度	三・六三七
昭和五十年度	三・三九六
昭和五十一年度	三・一六六
昭和五十二年度	二・九四九
昭和五十三年度	二・七四三
昭和五十四年度	二・五四八
昭和五十五年度	二・三六三
昭和五十六年度	二・一八八
昭和五十七年度	二・〇二二
昭和五十八年度	一・八六四
昭和五十九年度	一・七一五
昭和六十年度	一・五七三
昭和六十一年度	一・四三九
昭和六十二年度	一・三一二
昭和六十三年度	一・一九一
平成元年度	一・〇七七
平成二年度	〇・九六九
平成三年度	〇・八六六
平成四年度	〇・七六九